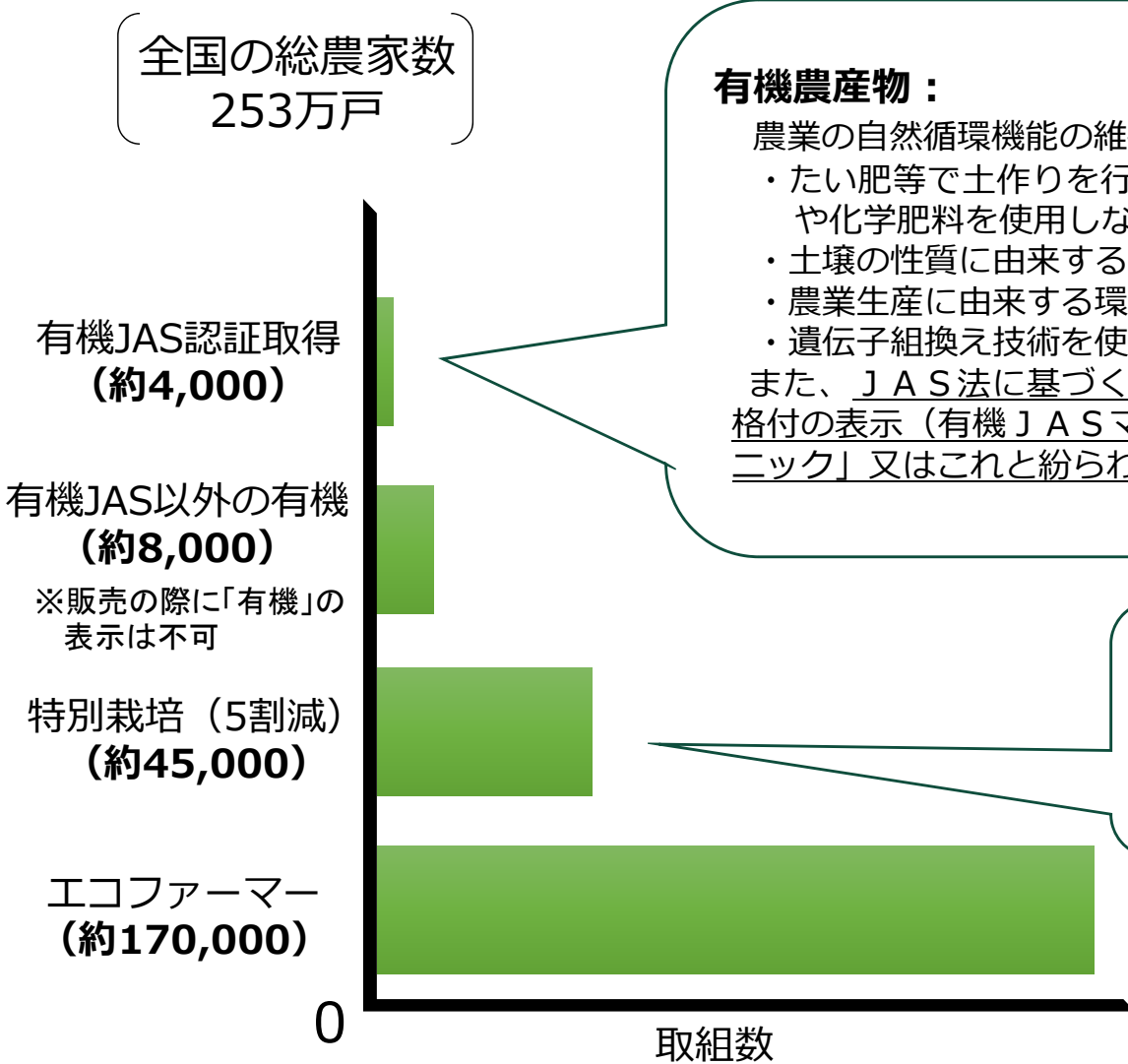


環境保全型農業の取組状況



有機農産物：

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農産物

- ・たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない。
- ・土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- ・農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- ・遺伝子組換え技術を使用しない

また、JAS法に基づく有機JAS規格を満たすものとして、認定事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可

特別栽培（農産物）：

たい肥等により土づくりを行った上で、化学肥料と化学合成農薬を地域の慣行レベルに比べ相当程度低減して栽培された農産物

エコファーマー：

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づき、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減技術の導入に一体的に取り組む農業者の愛称

※ 取組数については、戸数、認定件数等、単位にばらつきがあるが、いずれも「戸数」として考えた上で試算。また、各データ取得時期にはばらつきがある。